

仕 様 書

1 事業名

令和8年度 DMO 総合支援事業

「江戸街道/訪日外国人旅行者地方分散事業 信越圏コンテンツ造成事業」

2 事業の目的

信越圏エリアでは、スノーシーズンに比べ集客の落ちるグリーンシーズン対策として、関東運輸局が推進している「江戸街道プロジェクト」事業として、歴史や文化、現地の人々とのふれあいなどを重視したコンテンツの開発、その他「江戸街道」に関連した「北国街道」や「戸隠古道巡り」などのコンテンツの磨き上げを行い、この地域への送客増となる事業を行う。

3 業務対象連携先・地域

(1) 連携先

長野市、飯山市、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、木島平村、野沢温泉村、栄村、新潟県妙高市、長野県観光機構、信州いいやま観光局

(2) 対象地域

長野市、飯山市、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、木島平村、野沢温泉村、栄村、新潟県妙高市

4 対象市場 : シンガポール

5 メインターゲットの属性 :

中・高所得者リピーター層

6 事業内容

(1) 旅行会社招請 (ファミツアー及び観光説明会を開催)

シンガポールの現地旅行会社、インフルエンサー等 計4名

【時期】令和8年9月～10月で1回開催

【日程】 3泊4日（ファムツアーと観光説明会を開催）

①招請の企画、手配、運営

- ・招請する旅行会社については、実績等を確認できる資料（訪日旅行取扱実績、販売方法等）を明示すること。
- ・ファムツアーについては、連携先の意見も組み入れたコースとすること。
- ・被招請者の航空券、本邦内移動、宿泊、食事、訪問施設、体験等の手配を行うこと。
- ・宿泊は原則として1人1室とする。また、インターネット利用環境が整った宿泊施設とすること。
- ・全行程を通してアテンドできる現地言語が堪能な者を1名手配すること。（通訳業務を担当することとし、当該者の宿泊・食事等の確認を併せて行うこと。）
- ・招請に係る全行程のアテンド及び写真等による実施の記録を行うこと。（通訳業務との兼務可）

②観光説明会の開催

- ・ファムツアー滞在中、観光説明会を開催すること。
- ・会場使用料その他機材等、使用料が発生する場合はその費用を含めること。

③アンケートの実施

- ・被招請者に対し、今後の訪日旅行客誘致の参考となる設問項目を組み込んだアンケートを実施し、翻訳・集計・分析作業を行うこと。
- ・アンケートは被招請者全員を対象として行い、分析等を行うこと。

(2) 事業終了後のフォローアップ

- ・事業終了後、被招請者に随時連絡を取り、各旅行会社における商品造成の働きかけ及び送客状況の情報収集と分析等を行うこと。

(3) 長野県観光機構と連携しシンガポールのイベントに出展し現地旅行会社へのセールスコールを行う。

①セールスコールの手配

- ・派遣人員2名、航空券代（羽田又は成田～シンガポール往復）、宿泊ホテル（1人1部屋）、セールスコール時の専用車

7 効果測定及び成果物

(1) 効果測定

①アウトプット

- ・ファムツアー 現地旅行会社（シンガポール）、インフルエンサー等 計4名
- ・観光説明会 1回
- ・観光コンテンツの開発数 4件
- ・セールスコール 現地旅行会社 4社程度

②アウトカム

- ・旅行商品の予約数 2社×各8名 計16名
- ・当該地域の宿泊者数 48泊（16名×3泊）
- ・旅行商品予約売上額 4,800,000円（16名×300,000円）

（2）成果物の作成

①本事業実施報告書兼効果測定書

A4 カラー冊子、30頁程度

電子データでの提出で可

②本事業実施報告書兼効果測定書概要版

A4 カラー冊子、5～10ページ程度

③提出期限

令和8年12月4日（金）

④提出先

（一社）関東広域観光機構

8 その他留意事項

- ①事業において、運営、管理及び庶務を行うこと。
- ②事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ③機構及び連携先と連絡調整等を密に行うこと。また、現地において連携先の観光事情を熟知している事業者と連携することが望ましい。
- ④本事業は機構及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度機構及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、機構及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- ⑤本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- ⑥本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ⑦請負業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ⑧事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権等は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、機構及び連携先に帰属するものとする。

⑨請負業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

⑩成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。

9 監督職員 (一社) 関東広域観光機構 事務局次長 鈴木 伸一